

生命の保障編

病院等が発行する診断書をご提出いただかなくても、入院共済金等をご請求いただけます！



通常、入院・通院等の共済金をご請求していただく場合、病院から診断書を取得・提出いただいておりますが、所定の条件を満たせば「生命共済治療報告書」による自己申告と領収証の提出のみで共済金をご請求いただけます。

「生命共済治療報告書」を利用すれば メリットいろいろ！

1 病院まで行って
診断書を取得する手間が
省けるので便利ね。



2 診断書の取得にかかる
費用負担がなくなるのも
うれしいね。



3 共済金の請求までの
時間が短縮できて
助かるわ。



傷害共済に
おいても、
所定の治療報告書で
共済金をご請求
いただける場合が
あります。



▶ 主な利用条件

- 契約日から2年以上経過しており、今回ご請求いただく入通院日数が30日以内であること。
- 手術が行われていないこと。
- 退院している、もしくは治療が終了していること。
- 治療期間が確認できる病院の領収証を提出できること。

など

※上記の利用条件を満たしても、ご利用いただけない場合もございます。
※上記の利用条件は平成27年4月現在のものです。
※ご利用条件ならびに所定の治療報告書については、ご加入のJAへお問い合わせください。



詳しくはお近くのJA(または担当者)にお問い合わせください。

お問い合わせは